

令和6年度 曳馬っ子生活の約束

「◎」は、曳馬中学校区の共通の約束です

1 校内生活

(1) 登下校

- 7：30～8：00の間に登校をする。
- 子供たちは安全確保のため、登下校時にヘルメットを着用する。
- 登校後は勝手に校外に出ない。忘れ物をしても家に取りに行かない。

(2) 欠席・遅刻・早退について

子供を危険から守るために、保護者・職員間で子供を確実に引き渡す。

- 欠席・遅刻・早退のいずれの場合も、8時までに「さくら連絡網」で連絡する。
- 遅刻の際、保護者は教室など活動場所まで子供を送り、職員に引き渡す。
- 早退の際、保護者は校内まで子供を迎えに来て、職員と引き渡しをする。

(3) 服装・身なり・学習用具

- ◎ 登下校時は私服を基本とし、体育科の授業は体操服で行う。
- ◎ 校内では名札を上半身の前面、見える位置に付ける。(校外では付けない。)
- ◎ 筆記用具は、鉛筆を使用する。
- ◎ 学習に必要なものを持ってこない。
 - ・ カッターナイフなど、危険な物。
 - ・ 携帯電話
 - ・ 飾り付き鉛筆や遊び文房具。
 - ・ ランドセルや筆入れなどに、キーホルダー等の飾りをつけない。
- ◎ 学校生活や学習にふさわしい身なりとする。
 - ・ 髪が肩に触れる場合は、ゴム等で止める。その際、髪止めのゴムやヘアピンなどは目立たないものにする。
 - ・ カチューシャ、ミサंगा、ピアスなどのアクセサリ類は、けが防止のため、つけない。
 - ・ 気候や活動に適した服装をする。安全のため、身なりを整えるために、上着の前は閉め、袖からは手を出す。校舎内では、手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは着用しない。
 - ・ カイロや冷却具を使用する場合は、担任の許可を得てから使用し、学習中にいじらない。

(4) 活動

- 職員の許可なしで体育館や特別教室に入らない。
- 運動場がぬかるんでいるときは、運動場内に入らない。
- 雨で濡れている場合は、滑るので遊具を使用しない。
- ◎ 下校後、忘れ物をして来校する場合、職員室を訪れて担任(職員)に許可を得る。
 - ※ 教室に忘れ物を取りに行った後、もう一度職員室を訪れて報告をする。

2 校外生活

(1) 外出範囲

- ◎ 塾や習い事など、遊びを目的としない校区外への外出は、家庭の判断に委ねる。
- ◎ 遊びを目的とした児童だけの校区外への外出は、必ず保護者の許可をもらう。保護者の許可を得た場合でも、隣接校（上島小・船越小・蒲小・中部小・城北小）区までとする。
- ◎ 保護者の同伴なしで、大型ショッピングセンター・デパート・カラオケボックス・映画館・ボウリング場、ゲームセンターやゲームコーナーなどの遊戯施設や大型商業施設に行かない。

(2) その他

- 「早寝・早起き・朝ご飯」を心掛け、生活習慣を整える。
- ◎ 自転車に乗る際は、ヘルメットを必ず着用する。
- ◎ 道路や駐車場で、キックボードや一輪車で遊ばない。
- ◎ 日没までに帰宅する。 3月～10月…17時、11月～2月…16時30分
- 金銭・物品の貸し借り、おごりはしない。
- 遊泳禁止場所では水遊びをしない。
- ◎ 放課後、運動場に遊びに来る場合も、ゲーム機、カード類、お菓子を持って来ない。

- ◎ 通信機能付きゲーム機、パソコン、携帯電話等、インターネットや SNS が利用できる機器の所持については、その必要性を家庭でよく話し合ってから判断する。どうしても所持する際は、フィルタリングや使用時間・場所などのルールを必ず家族で決める。
 - ※ 上記の機器を使用する際は、個人情報や不快な気持ちにさせる言葉を書き込んだり、画像や動画などをアップしたりしない。
 - ※ このようなトラブルについては、青少年インターネット環境整備法（第6条）に基づき、全ての責任を保護者が負う。

☆ 合理的配慮が必要となる特別な場合については、別途相談の上対応します。

